

宿舎階段灯交換工事（久里浜2号宿舎、長瀬宿舎）

工事件名	宿舎階段灯交換工事（久里浜2号宿舎、長瀬宿舎）	縮尺	
種別	表紙	図面番号	1 / 8
陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部厚生課		作成日	R7.1.7

仕 様 書

- 1 工 事 件 名 宿舎階段灯交換工事（久里浜2号宿舎、長瀬宿舎）
- 2 工 事 場 所 ①神奈川県横須賀市久里浜6-1-1-3（久里浜2号宿舎）
②神奈川県横須賀市長瀬2-4-1（長瀬宿舎）
- 3 工 期 契約締結日から令和7年3月14日まで
- 4 工 事 概 要 階段灯交換工事
- 5 一 般 事 項

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊久里浜駐屯地で実施する「宿舎階段灯交換工事（久里浜2号宿舎、長瀬宿舎）」について、必要な事項を規定する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載のない事項については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下、標準仕様書等）による他、関係諸基準による。
- (3) 本仕様書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督官と協議する。
- (4) 本工事实施に際し、本仕様書に明記なき事項についても施工上、当然処置すべき事項は請負業者の負担において実施するものとする。
- (5) 現場の納まり、取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し実施する。
- (6) 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係諸法令に従い本工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他の災害の防止について十分注意を払い工事現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。
なお、工事災害等は請負業者が自らその責を負う。
- (7) 作業時間は原則として、平日の午前9時00分から16時45分までとする。
なお、土日、祝日における作業を行う際は、速やかに監督官と協議する。
- (8) 工事写真は国土交通省営繕工事写真撮影要領によるものとし、工事着工前、完成後、工事隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な工事段階の工事状況、その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影を行い、工事完了後はすみやかに整理し提出する。
- (9) 工事に必要な電気・水道は、原則として請負業者の負担により発電機及び給水タンク等を設置する。
- (10) 発生材は発生材調書を提出するとともに、売払いが可能なものは監督官の指示する場所に集積すること。産業廃棄物は法令に基づき適正に処分すること。また、アスベスト等有害物質の調査が必要な場合は請負業者の責任において実施すること。
- (11) 発生材、資材等の搬入及び搬出時は、既存施設に損傷を与えぬよう十分注意して作業を行う。また、万一損傷を与えた場合は請負業者の責において復旧する。
- (12) 竣工検査合格後、施工上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生において請負業者はその責を1年間負う。

6 特記事項 電気設備工事

- (1) 下表に示す階段灯の交換を実施する。
交換器具は下表の同等品以上とする。

作業内容	補修箇所		交換金具の規格・型番等	数量
階段灯交換工事	2号宿舎 久里浜	階段灯 縦 階段口外左上部1箇所（1階のみ）	NNFW21800KLE9	3
		階段灯 天井 1階から5階階段登り口上部各解1箇所	XLX210AENCLE9 (W150)	15
	長瀬宿舎	階段灯 縦 階段口外左上部1箇所（1階のみ）	NNFW21800KLE9	2
		階段灯 天井 1階から5階階段登り口上部各解1箇所	XLX210AENCLE9 (W150)	8

- (2) 請負業者は契約後速やかに準備を始め、監督官と工事日を調整すること。
- (3) 作業終了後は点検を実施し取り付け及び照明の機能に異常が無いか確認する。
その際、異常が見られる場合は速やかに官側へ報告し、その指示に従うこと。

工事件名	宿舎階段灯交換工事（久里浜2号宿舎、長瀬宿舎）	縮尺		
種別	仕 様 書	図面番号	2	8
	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部厚生課	作成日	R7. 1. 7	

